

札幌市災害医療救護活動計画

令和6年12月

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部

目次

第1章 総則

第1節	計画の概要	P1
第2節	計画の体系と構成	P1
第3節	各組織の体系図	P2
1	災害医療救護活動組織図	P2
2	医療救護体制全体像	P2
3	各部の役割	P4
4	関係機関の役割	P6

第2章 札幌市医療対策本部

第1節	札幌市医療対策本部の概要	P8
1	医療対策本部の役割	P8
2	設置時期	P8
3	設置場所	P8
4	連絡先	P8
5	指揮命令系統	P8
6	構成員及び各担当の役割	P9
7	職員の動員及び配備	P11
第2節	医療対策本部の活動内容	P12
1	主な関係機関との連絡調整	P12
2	医療機関情報の把握・整理	P14
3	医療機関情報の発信	P15
4	医療救護班、柔道整復師救護班の調整	P15
5	医療機関からの各種物資、ライフライン等の支援要請	P15
6	応急救護所等からの医薬品、医療資器材の支援要請	P17
7	患者の転院搬送の調整	P17

第3章 応急救護センター

第1節 応急救護センター、応急救護所、応急救護サブセンターの概要 … P18

- 1 応急救護センターの役割 …… P18
- 2 応急救護所の役割 …… P18
- 3 応急救護サブセンターの役割 …… P18
- 4 指揮命令系統 …… P18
- 5 構成員及び役割 …… P19
- 6 設置時期及び設置場所 …… P19
- 7 応急救護所の閉鎖等 …… P20

第2節 応急救護センター、応急救護サブセンターでの活動内容 …… P21

- 1 主な関係機関との連絡調整 …… P21
- 2 医療機関情報の把握、発信 …… P21
- 3 医療救護班の配置調整及び活動状況の報告 …… P22
- 4 医薬品、医療資器材の調整 …… P22
- 5 避難所における巡回診療及び保健指導に係る調整 …… P22

第3節 応急救護所での活動内容 …… P22

- 1 主な関係機関との連絡調整 …… P22
- 2 応急手当 …… P22
- 3 患者搬送 …… P22

第4章 その他の救護所

第1節 現場応急救護所の概要及び活動内容 …… P23

- 1 指揮命令系統 …… P23
- 2 構成員及び役割 …… P23
- 3 設置期間及び設置場所 …… P23
- 4 現場応急救護所での活動内容 …… P23

第2節 避難所救護室の概要及び活動内容 …… P23

- 1 構成員及び役割 …… P23
- 2 設置期間及び設置場所 …… P23
- 3 避難所救護室での活動内容 …… P23

第3節 夜間急病センター応急救護所の概要及び活動内容	P24
1 指揮命令系統	P24
2 構成員及び役割	P24
3 設置期間及び設置場所	P24
4 夜間急病センター応急救護所での活動	P24

第5章 その他

第1節 患者の対応	P25
1 慢性腎不全	P25
2 在宅呼吸療法患者	P25

第2節 情報伝達体制	P25
1 概要	P25
2 伝達手段	P25

第3節 医薬品等の供給体制	P26
1 概要	P26
2 救急セット	P26
3 補給医薬品等の搬送	P26

第4節 保健医療調整会議	P26
--------------	-----

第5節 平時からの備え	P26
-------------	-----

別添1 関係機関連絡先

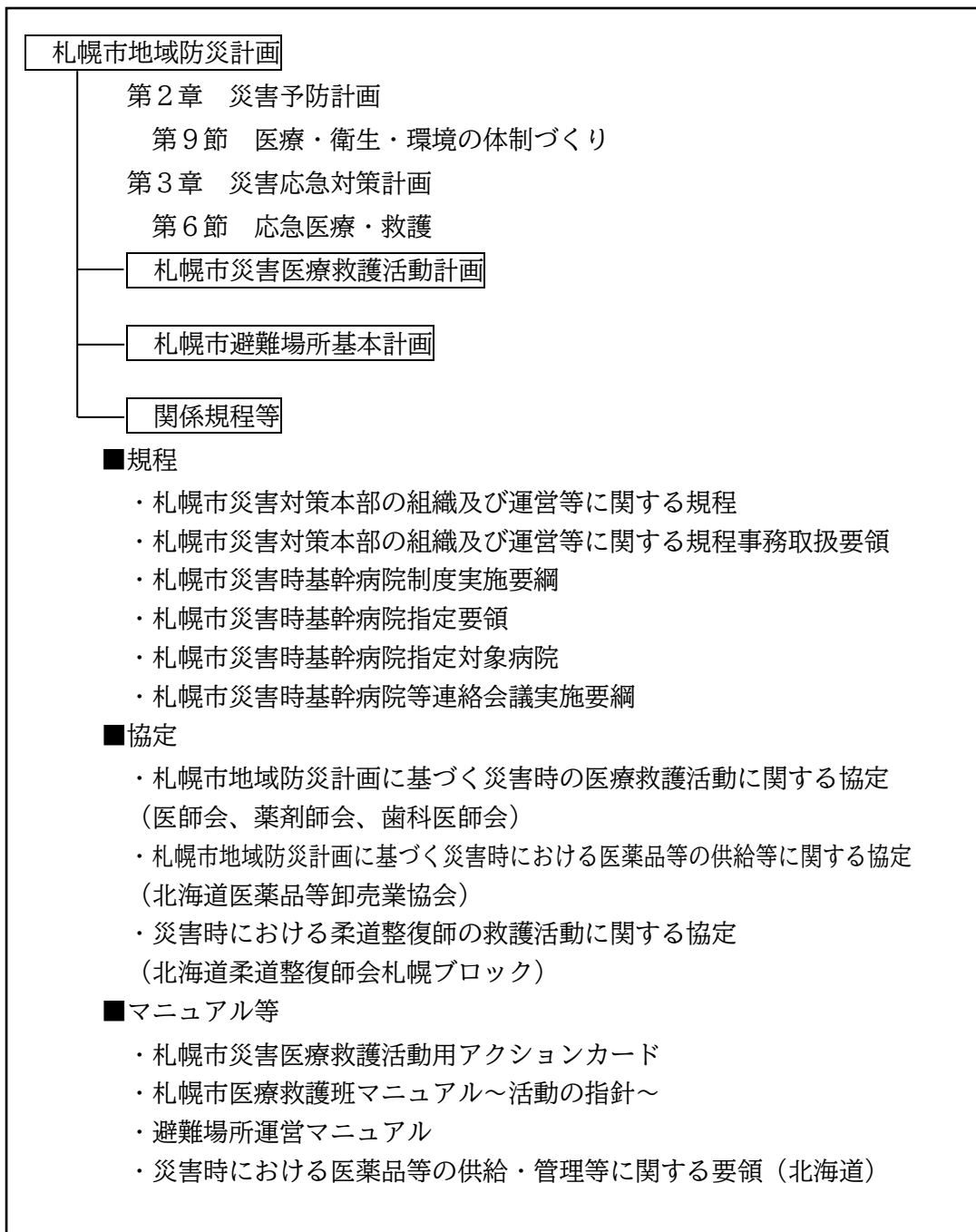
別添2 医療機関情報一覧表

第1章 総則

第1節 計画の概要

札幌市災害医療救護活動計画は、札幌市地域防災計画に基づき、札幌市において地震などの大規模災害が発生した場合に、市民の生命を守るために最優先で行われるべき医療救護活動を迅速かつ効果的に行うため、関係職員が果たすべき役割とその業務内容について、具体的な作業手順等を示したものである。特に、医療救護活動が重要である発災直後から急性期まで（約 1 週間）に主眼を置いている。

第2節 計画の体系と構成

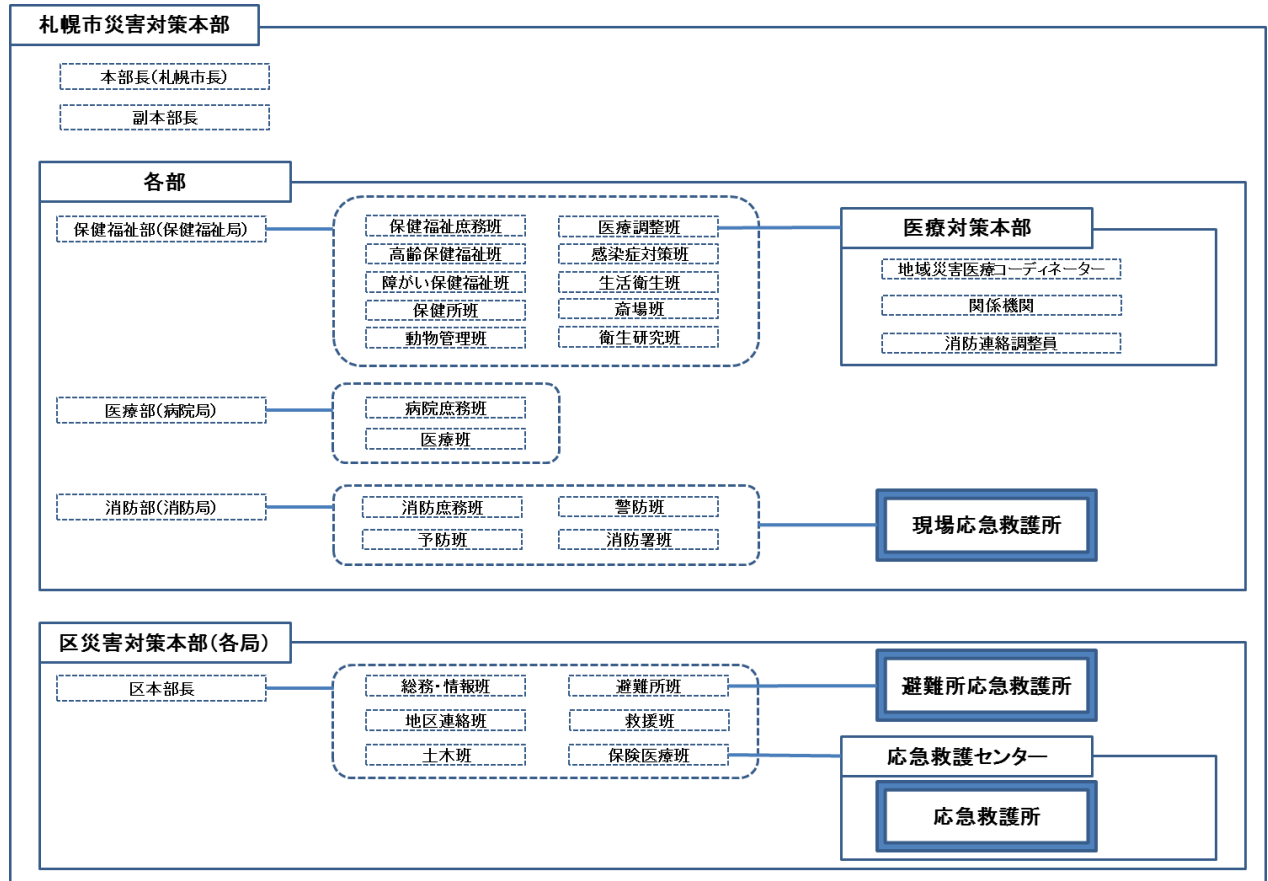


第3節 各組織の体系図

1 災害医療救護活動組織図

札幌市災害対策本部は、札幌市長を本部長とし、各部及び各区災害対策本部で構成される。医療救護活動は、主に情報の集約・管理及び総合調整を一元的に行う医療対策本部のほか、各区応急救護センター、応急救護所及び現場応急救護所並びに避難所救護室などが連携することにより対応する。

≪災害医療救護活動組織図（特に関係が深い部を抜粋）≫



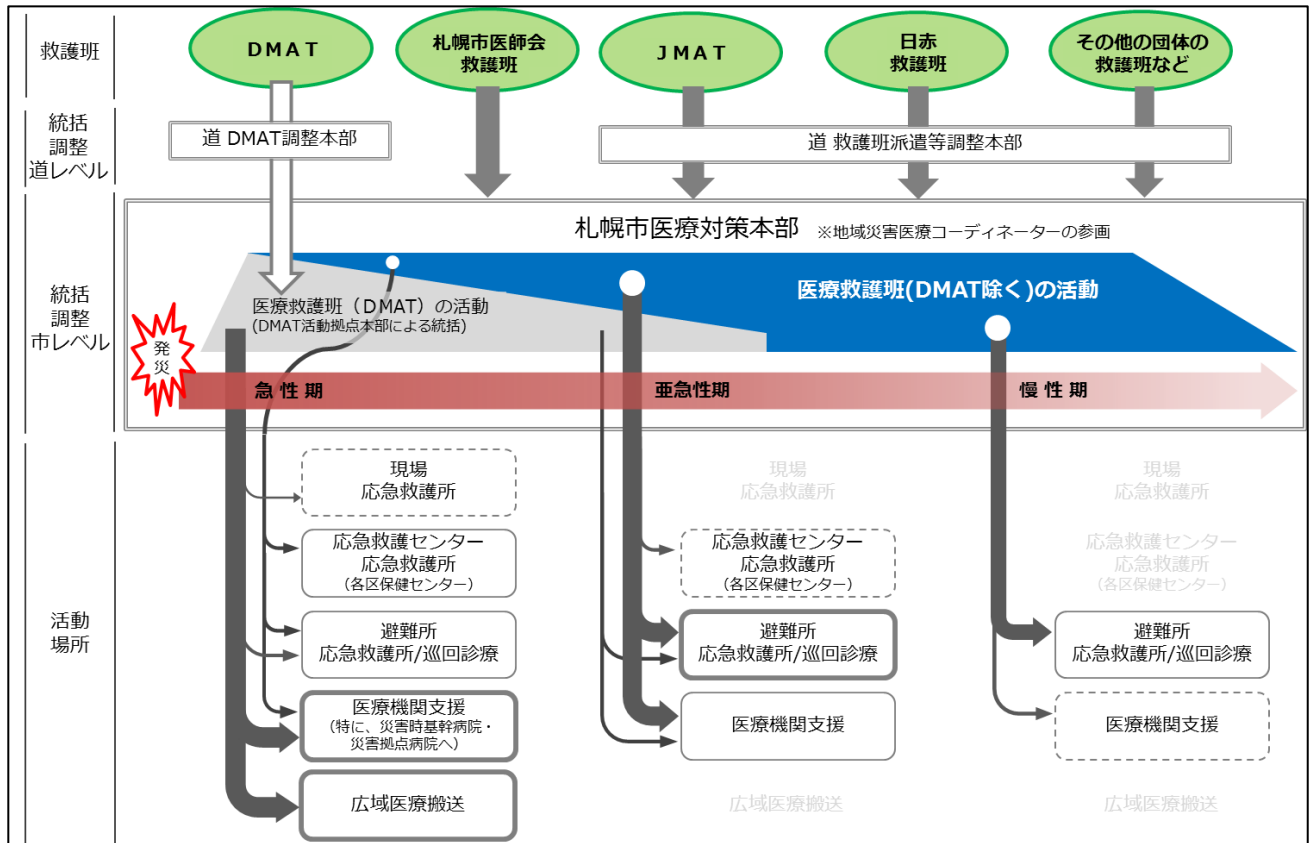
2 医療救護体制全体像

医療救護班は、医療対策本部の指揮下で活動し、主に①現場応急救護所、②応急救護センター内の応急救護所、③避難所救護室及び巡回診療、④医療機関支援、⑤広域搬送で医療救護活動を実施する。また、災害の発生に伴い生じた患者は、軽症傷病者は診療可能な医療機関、中等症傷病者は救急告示医療機関及び二次救急医療機関、重症傷病者は札幌市災害時基幹病院にて対応する。

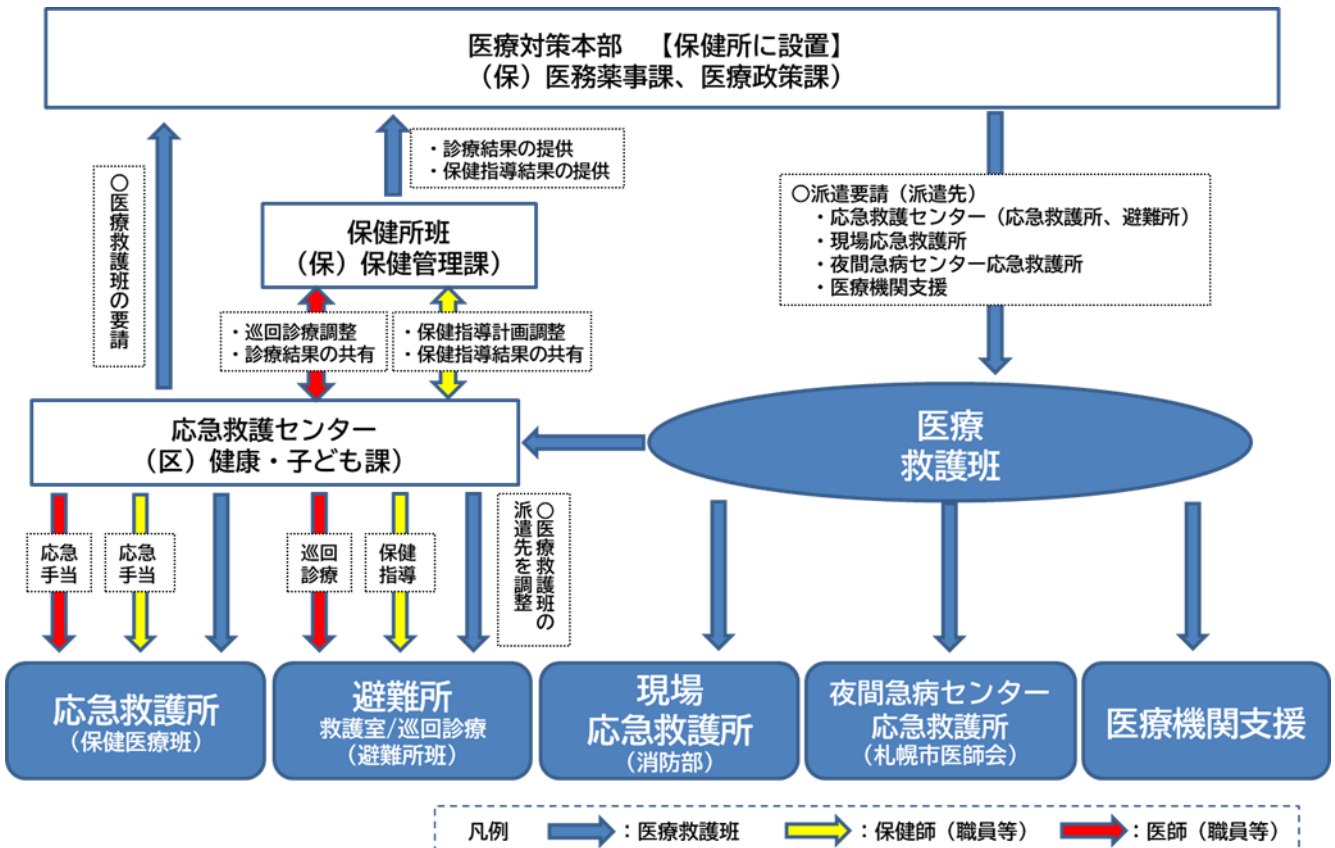
※DMAT は、主として、①現場応急救護所、④医療機関支援、⑤広域医療搬送等での活動を想定。

※札幌市医師会救護班は、主として、②応急救護センター内の応急救護所、③避難所救護室及び巡回診療での活動を想定。

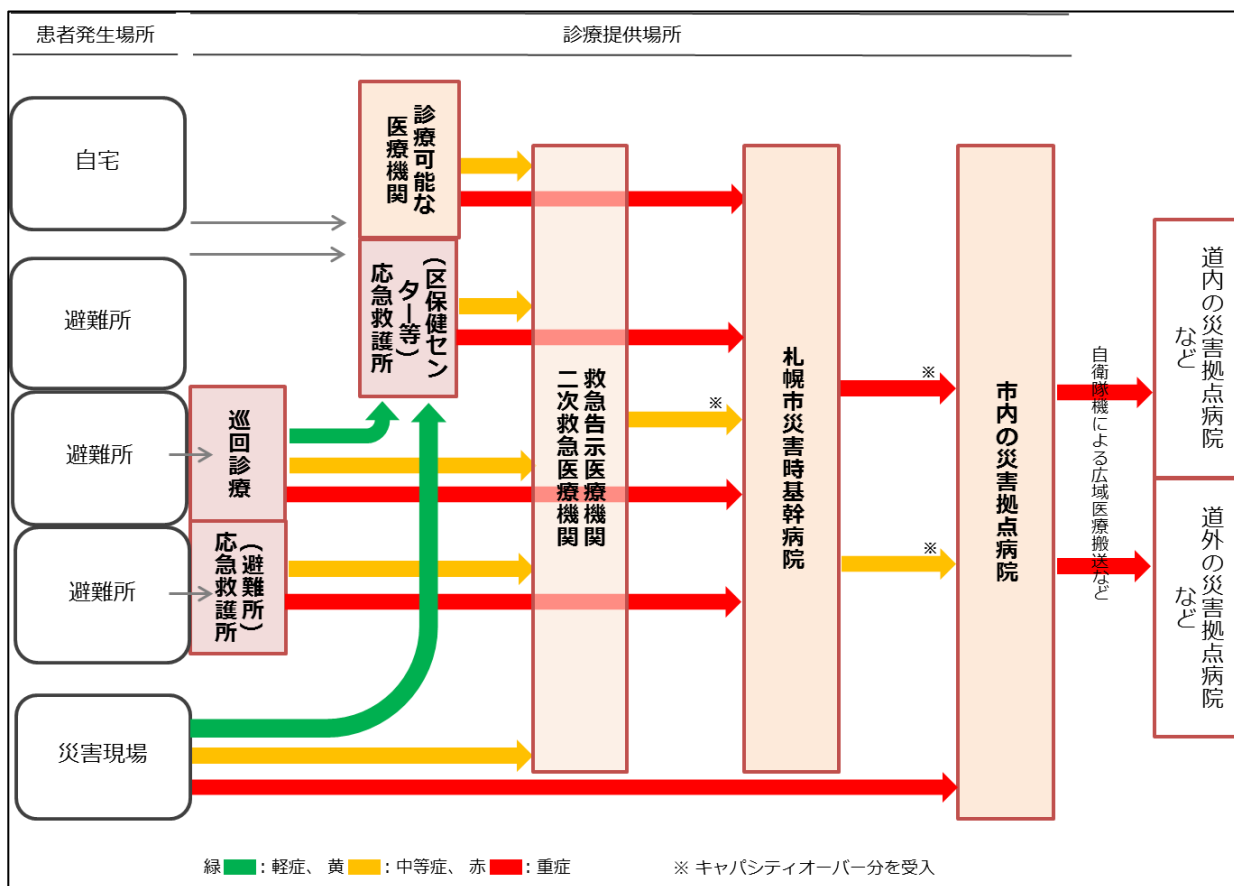
＜医療救護体制全体図＞



＜医療救護班派遣体制図＞



《患者フロー図》



3 各部の役割

札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程事務取扱要領別表1、別表2及び別表4のうち、医療救護活動と関係が深い組織に係る役割を以下に抜粋した。

組織（班名）	所掌事務
災害対策本部 ■避難支援班	・避難場所等に関すること ・災害救援物資に関すること ・一時滞在施設に関すること
保健福祉部 ■保健福祉庶務班 （保）総務部、（保）保護自立支援担当部、（保）監査指導室	・災害救助法に基づく申請事務に関すること ・ボランティアの受入れ及び配置計画に関すること ・要配慮者二次避難所（福祉避難所）の設置・運営に係る調整に関すること ・要配慮者避難支援対策に関すること
■高齢保健福祉班 （保）高齢保健福祉部、（保）保険医療部	・高齢者福祉施設の被害状況把握及び入所者等の救護対策に関すること ・在宅高齢者の救護対策に関すること ・要配慮者二次避難所（福祉避難所）の設置・運営に関すること
■障がい保健福祉班 （保）障がい保健福祉部	・障がい者福祉施設の被害状況把握及び入所者等の救護対策に関すること ・在宅障がい者の救護対策に関すること ・要配慮者二次避難所（福祉避難所）の設置・運営に関すること

組織（班名）	所掌事務
■保健所班 （保）保健管理課	・保健所業務の統括及び調整に関すること ・避難場所等への巡回診療に係る総合調整及び保健指導計画に関すること ・他都市からの医療応援職員及び医療従事者の受入並びに配備計画に関すること
■医療調整班 （保）ウェルネス推進部医療政策課、 （保）保健所医務薬事課	・医療対策本部の設置及び運営管理に関すること ・医療機関、医師会等の医療関係団体、民間医療関係企業等との連絡調整及び支援要請に関すること ・市内医療機関の被害状況及び診療の可否等医療関係情報の収集及び提供に関すること ・被災医療機関の収容患者の転院搬送に係る調整に関すること ・医療救護班の編成及び配備計画に関すること ・医薬品、医療資器材、血液等の調達、供給及び管理に関すること ・応急救護センターとの医療救護活動に係る連絡調整に関すること ・各区における医療救護活動に係る総括、総合調整に関すること
消防部 ■警防班	・消防部隊の編成、配置及び運用に関すること ・消防部隊の出動指令、管制等に関すること ・救急及び救助活動に関すること ・消火、救助、救急活動の着手に関すること ・消火、救助、救急活動方針の決定に関すること
■消防署班	・災害情報の収集及び報告に関すること ・救急及び救助活動に関すること ・災害現場における緊急避難対策に関すること ・区本部との連絡調整に関すること ・管内の警防活動に係る特命事項に関すること ・消火、救助、救急活動の着手に関すること ・区域内の消火、救助、救急活動方針の決定に関すること ・応援要否の決定に関すること ・予備隊の編成による消火、救助、救急活動の着手に関すること
各区 ■総務・情報班 （総務企画課、戸籍住民課）	・区本部の庶務及び区本部各班との連絡調整に関すること ・区の区域における災害対策の総合調整に関すること ・区本部内各班からの災害情報などの処理、集計に関すること ・区本部各班からの被害状況報告（速報及び中間報告）の処理、集計等に関すること ・応急対策活動状況の集約に関すること ・区民への災害に係る広報誌等の作成に関すること ・緊急輸送車両等の確保に関すること ・区災害対策計画の立案及び実施に関すること
■避難所班 （保健福祉課、介護障がい担当課、保険年金課）	・避難場所の開設及び運営管理に関すること ・住民の安否確認及び避難者名簿の作成に関すること ・避難者への情報提供及び広聴に関すること ・避難者の健康管理に係る保健医療班等との連絡調整に関すること ・災害ボランティアの連絡調整に関すること
■救援班 （保護課）	・遺体安置所の設置に関すること ・要介護避難者の安全確保に関すること ・在宅高齢者、在宅障害者等の要介護住民の安否確認に関すること ・身元不明に係る病人及び死亡者の取扱いに関すること

組織（班名）	所掌事務
■保健医療班 （健康・子ども課、 生活衛生担当課）	・応急救護センターの設置及び運営管理に関すること ・応急救護所の設置及び運営管理に関すること ・管内における医療救護班との連絡調整に関すること ・管内医療関係情報の把握に関すること ・応急医薬品、医療資器材の受入、払出等に関すること ・避難場所等への巡回診療等の調整に関すること ・管内要保健指導対象者の把握等に関すること ・防疫活動に関すること ・保健所との連絡調整に関すること ・保健指導に関すること

4 関係機関の役割

機関	活動内容
札幌市医師会	○協定に基づき、医師、看護師等からなる医療救護班を編成し、応急救護所、避難所等において医療救護活動を実施する。 【業務内容】 ・傷病者に対する診断及び応急処置 ・後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ・助産 ・死亡の確認等 ・その他必要な業務
札幌歯科医師会	○協定に基づき、歯科医師、歯科衛生士等からなる医療救護班を編成し、応急救護所、避難所等において医療救護活動を実施する。 【業務内容】 ・歯科医療を要する傷病者に対する診断及び応急処置 ・避難所等における軽易患者に対する歯科医療の実施 ・後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ・死亡の確認等 ・その他の必要な業務
札幌薬剤師会	○協定に基づき、薬剤師を応急救護センター等に派遣し、応急救護所、避難所等において医療救護活動を実施する。 【業務内容】 ・救護所等における医師の処方に基づく調剤及び服薬指導 ・医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理 ・その他医療救護班の指揮者が指示する事項 ・その他必要な業務
北海道柔道整復師会 札幌ブロック	○協定に基づき、柔道整復活動を実施する。 【業務内容】 ・柔道整復師救護班の編成及び派遣 ・救護所等における柔道整復の施術及び応急手当に必要な労務の提供 ・衛生材料等の提供
北海道医薬品卸売業協会	○協定に基づき、医薬品等の供給及び運搬等を実施する。
災害拠点病院	○災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能や医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点施設。 ○主に災害現場から重症傷病者の受け入れを行う。
札幌市災害時基幹病院	○札幌市消防局等の行政機関及び他の医療機関の収容要請に基づき搬送されてくる重症傷病者に対し、収容能力に応じ可能な限り重症傷病者の受け入れを行うとともに、緊急手術等の必要な医療を提供することを役割としている。 ○主に他の医療機関または避難所等から重症傷病者の受け入れを行う。

機関	活動内容
札幌市災害時精神科医療機関病院	○精神科医療を必要とする本人や家族、救急隊、医療救護班、D P A T（災害派遣精神医療チーム）、警察、その他精神保健医療福祉活動に従事する関係機関等からの依頼に応え、第一受入医療機関の役割を担う。
二次救急医療機関	○主に入院治療を必要とする、救急患者等への診療を行う病院で、循環器・呼吸器、消化器、小児、けが・災害の外科、泌尿器、脳神経外科の科目ごとに毎日、当番病院を設定している。 ○主に中等症傷病者の受け入れを行う。
救急告示医療機関	○救急病院等を定める省令に基づき北海道が指定している病院等であり、札幌市のけが・災害医療機関制度に参加している病院では、外科・整形外科・形成外科・脳神経外科等の診療科目を有し、災害時等には傷病者の初期救急に対応することが求められる。 ○主に中等症傷病者の受け入れを行う。
上記以外の医療機関	○医療機関が通常通り稼働しない可能性もある中、大量の傷病者の受け入れ等を行うことが想定されるため、医療機関は可能な限り傷病者の受け入れを行うことが求められる。 ○広域災害救急医療情報システム（EMIS）に施設情報を入力する。 ○主に軽症傷病者の受け入れを行う。
救急安心センターさっぽろ	○市民からの問い合わせに対し、医療機関の案内や、症状に応じた緊急度判定により、応急処置の助言や各消防本部（指令室等）への電話転送などを行う。
北海道	○北海道医療保健福祉調整本部を設置し、道内の医療保健福祉活動を総合調整する。 ○救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣等調整本部」を設置する。
DMAT	○北海道が出動要請を行い、災害現場等で医療救護活動を実施する。 ○北海道に DMAT 調整本部が設置され、必要に応じて被災地に DMAT 活動拠点本部が設置される。 ○状況に応じて、医療機関の情報収集、医療機関支援、転院搬送、避難所スクリーニングなどを行う。 ○DMAT は、医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の 4 名を基本に構成される。
DMAT ロジスティックチーム	○主に病院支援や情報収集等のロジスティクスを専門とした活動を行う
医療救護班	○DMAT、札幌市医師会、日本赤十字社、JMAT など、様々な医療関係団体により構成される。 ○医療救護班は、DMAT に準じ、医師、看護職、業務調整員等による 1 隊 4 ～ 5 名程度を基本とし、状況に応じて臨機応変に構成される。 ○札幌市医療救護班マニュアルに基づき、医療救護活動を行う。
北海道災害医療コーディネーター※	○北海道医療保健福祉調整本部に参画し、医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等医療救護活動全般に係る調整 ○地域災害医療コーディネーターと情報共有を行う。
地域災害医療コーディネーター※	○医療対策本部に参画し、医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等医療救護活動全般に係る調整 ○DMAT 活動拠点本部や北海道災害医療コーディネーターとの連絡、調整を行う。

※北海道災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターについては、北海道において、役割等を議論しているところであり、今後変更となる可能性がある。

第2章 札幌市医療対策本部

第1節 札幌市医療対策本部の概要

1 医療対策本部の役割

医療対策本部では、札幌市の災害医療救護活動に係る情報の集約・管理及び総合調整を一元的に行う。

2 設置時期

札幌市災害対策本部条例に基づき、札幌市災害対策本部が設置された場合または保）保健所長が、災害に係る医療の調整を必要と認めた場合に設置する。

【札幌市災害対策本部の設置規準】

- (1) 本市域内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 札幌市に、気象警報又は洪水警報が発表され、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合
- (3) 札幌市に、気象特別警報が発表された場合
- (4) 北海道電力株式会社泊発電所に関して、内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言をした場合又は市長が総合的な原子力災害対策を実施する必要があると認める場合
- (5) 本市域内で大規模な火災、爆発その他の重大な災害が発生し、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合。

3 設置場所

札幌市保健所庁舎内に設置する。

ただし、これにより難いと保健所長が認める場合は、保健所長が適当と認める場所に設置する。

4 連絡先

保健所医務薬事課の電話番号（011-622-5162）を用いる。

5 指揮命令系統

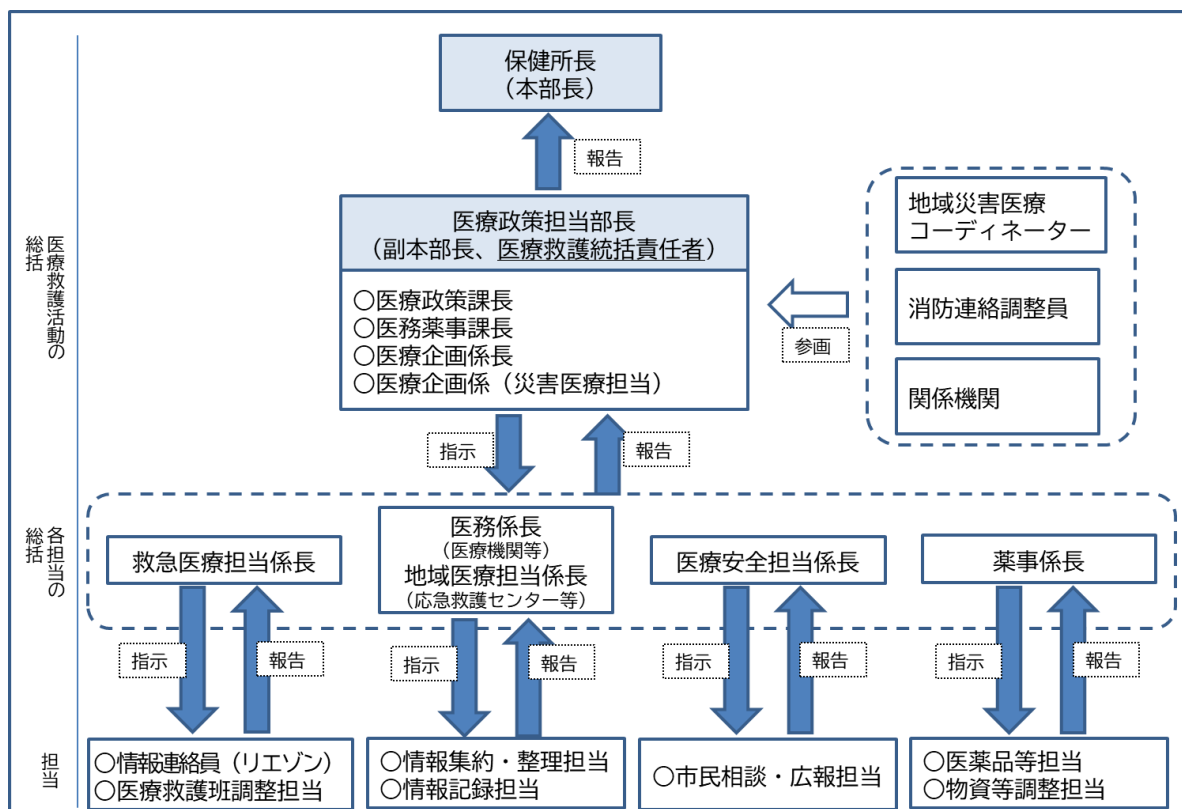
医療対策本部長は、保）保健所長をもって充てる。

副本部長は、保）ウェルネス推進部医療政策担当部長をもって充て、本部長を補佐するとともに医療救護活動を統括する。

また、地域災害医療コーディネーターが参画し、医学的見地からの助言や医療救護活動等の調整を行う。

なお、医療対策本部内における情報共有のため、一日数回程度の打合せの機会を設けることが望ましい。

＜医療対策本部指揮命令系統図＞



6 構成員及び各担当の役割

保健所長、医療政策担当部長及び医療調整班をもって構成し、消防部及び（一社）札幌市医師会等の関係機関並びに地域災害医療コーディネーターが参画する。なお、次の表は、役割及び業務を一例として示したものであり、各役割の職員の参集までに相当の時間を要すると見込まれる場合や緊急の必要があると判断した場合には、既に参集済みの職員（役職者等）がその職務を代理するなど、職員の参集状況等により柔軟に対応する必要がある。

構成員	役割	業務
保健福祉部 保健所長 医療政策担当部長 医療調整班	■保健所長 ○本部長	○保健所業務の総括 ○医療対策本部の総括
	■ウェルネス推進部 医療政策担当部長 ○副本部長 (医療救護統括責任者)	○本部長の補佐 ○医療救護活動の統括、各担当の情報集約 ○医療対策本部の人員配置、組織編制 ○災害時医療従事者の把握、確保
	■ウェルネス推進部 医療政策課長	○医療政策課業務の総括、各担当の情報集約 ○報道機関対応(医療機関情報に関するものを除く) ○医療関係団体との連絡調整
	■保健所医務薬事課長	○医務薬事課業務の総括、各担当の情報集約 ○報道機関対応(医療機関情報に関するもの)
	■ウェルネス推進部 医療企画係長	○医療企画係業務の総括 ○各担当の情報集約 ○情報記録担当の統括 ○関係各班との連絡調整 ○札幌市防災情報システム (Di-sys) への情報入力
	○情報記録担当	○クロノロジー※3の作成

構成員	役割	業務
	■ ウェルネス推進部 医療企画係（災害医療担当）	○各担当の情報集約 ○本部運営に必要な人員・物資等の調達 ○災害対策本部会議資料の作成
	■ ウェルネス推進部 救急医療担当係長	○救急医療担当係業務の総括 ○情報連絡員（リエゾン）、医療救護班調整担当の総括
	○情報連絡員（リエゾン）	○北海道（DMAT 調整本部）への参画 ○市災害対策本部への参画 （○DMAT 活動拠点本部等への参画） ○救急安心センターさっぽろとの連絡調整
	○医療救護班調整担当	○医療救護班の受入、配備計画の作成及び派遣調整 ○患者の転院搬送に係る調整
	■ ウェルネス推進部 地域医療担当係長	○情報集約・整理担当（応急救護所）の統括 ○応急救護センター、応急救護所に係る連絡調整
	○情報集約・整理担当 （応急救護所）	○応急救護センター、応急救護所情報の収集 ○札幌市防災情報システム（Di-sys）、J-SPEED ^{※2} 等による情報収集
	■保健所医務係長	○医務係業務の総括 ○情報集約・整理担当（医療機関）の統括
	○情報集約・整理担当 （医療機関等）	○医療機関情報の収集 ○広域災害救急医療情報システム（EMIS） ^{※1} の代行入力 ○医療需要の把握 ○札幌市防災情報システム（Di-sys）、J-SPEED ^{※2} 等による情報収集
	■保健所医療安全担当 係長	○医療安全担当係業務の総括 ○市民相談・広報担当の総括
	○市民相談・広報担当	○市民からの問い合わせ対応 ○医療機関情報に係る広報の作成・発信
	■保健所薬事係長	○薬事係業務の総括 ○医薬品等担当、物資等調整担当の総括
	○医薬品等担当	○医薬品、医療資器材、医療ガス、血液製剤の要請に関する調整 ○薬局、医薬品販売業施設情報の収集 ○毒物劇物流出当事故の把握
	○物資等調整担当	○医療機関からの物資等（医薬品等を除く）要請に関する調整
消防部	■消）警防部 ○消防連絡調整員	○消防部との連絡調整 ○消防部所有情報の共有
関係機関	■札幌市医師会 ほか	○札幌市透析医会との連絡調整 ○透析医療機関に係る総合調整 ○所属団体との連絡調整 ○所属団体における災害時医療従事者の確保
地域災害医療コーディネーター ※今後整備予定	■地域災害医療コーディネーター	○医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等 医療救護活動全般に係る調整 ○関係機関との連絡調整 ○北海道災害医療コーディネーターとの情報共有

※1：広域災害救急医療情報システム(EMIS)とは、災害時に被災した都道府県を越えて医療に係る総合的な情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報の集約・提供を行うシステムのこと

※2：J-SPEED とは、どこで・どのような患者を・何人診療したかを簡単に閲覧することが可能な災害医療チームの標準診療日報のこと

※3：クロノロジー（Chronology）とは、情報を時系列に並べたもの。また、情報を時系列に沿ってホワイトボードなどに書き出し、整理する手法

7 職員の動員及び配備

「札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程」及び「洪水・土砂災害に係る札幌市緊急災害対策実施本部の設置及び運営等に関する基準」に基づき、下表のとおり対応する。なお、参集場所は保健所とする。

配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容
第一非常配備	(1) 本市域内で震度5弱の地震が発生した場合 (2) 札幌市に気象警報又は洪水警報が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ほか	ウェルネス推進部医療政策担当部及び保健所医務薬事課の係長職以上全職員、医療企画係（災害医療担当者）	本計画に基づき対応
第二非常配備	(1) 本市域内で震度5強の地震が発生した場合 (2) 複数の区の区域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (3) 札幌市に気象特別警報が発表された場合 ほか	ウェルネス推進部医療政策担当部及び保健所医務薬事課全職員（非常勤職員等を除く）	本計画に基づき対応
第三非常配備	(1) 本市域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 本市域の全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ほか	ウェルネス推進部医療政策担当部及び保健所医務薬事課全職員（非常勤職員等を除く）	本計画に基づき対応
緊急災害対策実施本部	(1) 洪水・土砂災害に係る避難準備情報・高齢者等避難開始の発令基準に達した場合、または達すると見込まれる場合 (2) その他、洪水・土砂災害に係る体制として市長が必要と認めた場合	ウェルネス推進部医療政策担当部及び保健所医務薬事課の係長職以上全職員、医療企画係（災害医療担当者）	本計画を準用し対応
（参考）警戒配備 ※医療対策本部の設置なし	(1) 本市域内で震度4の地震が発生した場合 (2) 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 ほか	医務薬事課長	警戒配備体制における保健福祉局対応マニュアルに基づき対応

第2節 医療対策本部の活動内容

1 主な関係機関との連絡調整

関係機関	医療対策本部から関係機関	関係機関から医療対策本部
市災害対策本部 (情報連絡員 (リエゾン))	■対応者：医療企画係長 ・照会等に対する回答	・医療救護活動に関する照会等
	■対応者：市民相談・広報担当 ・医療機関情報の発信	
	■対応者：物資等調整担当 ・医療機関からの物資、ライフライン等の支援要請に対する要請（緊急性が高いもの）	・支援要請に対する回答
保健福祉庶務班 (総務課)	■対応者：医療企画係（災害医療担当） ・医療従事者（ボランティア）の派遣要請	・医療従事者（ボランティア）の派遣
	■対応者：物資等調整担当 ・医療機関からの物資、ライフライン等の支援要請に対する要請（緊急性が高いもの）	・支援要請に対する回答
保健所班 (保健管理課)	■対応者：医療企画係（災害医療担当） ・災害対策本部会議資料の送付 ・庁舎設備の維持管理に係る要請 ・医療従事者（他都市からの医療応援職員ほか）の派遣要請	・医療対策本部設営に必要な設備等の提供 ・医療従事者（他都市からの医療応援職員ほか）の派遣
	■対応者：物資等調整担当 ・医療機関からの物資、ライフライン等の支援要請に係る要請	・支援要請に対する回答
	■対応者：情報集約・整理担当 ・巡回診療及び保健指導情報の収集	・巡回診療及び保健指導結果の提供
感染症対策班 (感染症総合対策課)	■対応者：医薬品等担当 ・消毒薬等の調整、手配	・消毒薬等の要請
応急救護センター ・応急救護所 ・避難所救護室	■対応者：情報集約・整理担当	・応急救護（サブ）センター、応急救護所、避難所救護室の設置、運営状況報告 ・医療救護活動状況の報告
	■対応者：市民相談・広報担当 ・医療機関情報の発信	
	■対応者：医薬品等担当 ・医薬品、医療資器材の調整、手配	・医薬品、医療資器材の要請
	■対応者：医療救護班調整担当 ・医療救護班の派遣	・医療救護班等の派遣要請

関係機関	医療対策本部から関係機関	関係機関から医療対策本部
・現場応急救護所 ・夜間急病センター応急救護所	■対応者：情報集約・整理担当	
		・応急救護所の設置、運営状況報告
	■対応者：市民相談・広報担当	
	・医療機関情報の発信	
	■対応者：医薬品等担当	
	・医薬品、医療資器材の調整、手配	・医薬品、医療資器材の要請
消防部	■対応者：医療救護班調整担当	
	・医療対策本部把握情報（医療機関の被災状況等）の提供	・医療救護活動に係る情報の提供
北海道 （情報連絡員 （リエゾン））	■対応者：医療救護班調整担当	
	・医療需要の報告	・医療救護班（DMAT等）の派遣
	■対応者：医薬品等担当	
	・医薬品、医療資器材、医療ガスの要請	・医薬品、医療資器材、医療ガスの調整、手配
	■対応者：物資等調整担当	
・札幌市災害時基幹病院 ・救急告示医療機関 ・二次救急医療機関 ・その他病院	・医療機関からの物資、ライフライン等の支援要請に対する要請（特に緊急性が高いもの）	・支援要請に対する回答
	■対応者：情報集約・整理担当	
医療機関（上記施設含む）	・医療機関の被災状況、診療可否状況の調査	・被災状況、傷病者の受け入れ、診療可否等の情報提供
	■対応者：医療救護班調整担当	
		・医療救護班の派遣要請
	■対応者：情報集約・整理担当	
		・被災状況、傷病者の受け入れ、診療可否等の情報提供
医療関係団体 ・札幌市医師会 ・札幌歯科医師会 ・札幌薬剤師会 ・北海道柔道整復師会 ・北海道医薬品卸売業協会	■対応者：物資等調整担当	
	・支援要請に対する回答	・物資等の支援要請
	■対応者：医療救護班調整担当	
	・医療救護班、柔道整復師班等の派遣要請	・医療救護班等の派遣可否情報の提供
	■対応者：医薬品等担当	
	・医薬品、医療資器材の要請	・医薬品、医療資器材に係る情報提供
	■対応者：情報集約・整理担当	
		・医療機関の被災状況、傷病者の受け入れ、診療可否等の情報提供
	■対応者：市民相談・広報担当	
	・医療機関情報の発信	

関係機関	医療対策本部から関係機関	関係機関から医療対策本部
医療救護班	■対応者：医療救護班調整担当	
	・医療救護班の派遣依頼	
	■対応者：情報集約・整理担当	
		・医療救護活動に係る情報の提供
北海道災害医療 コーディネーター	■対応者：地域災害医療コーディネーター	
	・札幌市における医療救護体制全般の 情報提供	・医療救護活動に係る情報の提供

2 医療機関情報の把握・整理

病院及び有床診療所は、国が整備する広域災害救急医療情報システム（EMIS）に、被災状況等必要項目を入力する。医療対策本部及び関係機関は、医療機関での入力難しいと判断した場合、下表に基づき情報を収集し、代行入力を行う。

なお、電話による情報収集が難しい医療機関については、関係機関に情報を提供し、必要に応じて現地調査等の対応を依頼する。

また、保）医療政策課は、年1回程度、医療機関情報を下表の施設区分及び区ごとに整理し、更新する。

【情報収集優先順位及び確認担当】

優先順位	施設	確認担当
1	札幌市災害時基幹病院	医療対策本部
2	救急告示医療機関	医療対策本部、札幌市医師会
3	二次救急医療機関	医療対策本部、札幌市医師会
4	透析医療機関	医療対策本部、札幌市医師会
5	精神科医療機関	障がい保健福祉班
6	上記以外の病院	医療対策本部、札幌市医師会
7	// 有床診療所	医療対策本部、札幌市医師会
8	// 無床診療所	札幌市医師会

3 医療機関情報の発信

医療機関情報の収集には相当数の時間を要することから、発信する情報は一部の医療機関を抜粋したものとし、発信できない医療機関情報は、救急安心センターさっぽろ等を通じて案内することを基本とする。また、情報発信は下表のとおり行うこととし、大部分の医療機関が復旧するまでは、毎正時に発信することを目標とする。

なお、札幌市災害時基幹病院については、軽症傷病者等を大量に受け入れることにより、重症傷病者の受け入れが制限されることがないように、情報発信を行う際には特に配慮すること。

【情報発信】

情報発信先	発信する医療機関情報	発信手段
・市民 ・マスメディア	【軽症・中等症傷病者】 ・救急告示医療機関 ・二次救急医療機関 【その他】 ・透析医療機関	・札幌市公式ホームページ ・Yahoo!防災速報 ・X（旧ツイッター）（総）広報課アカウント） ・札幌市災害対策本部会議資料 ・資料配布（投げ込み）
情報発信先	発信する医療機関情報	発信手段
・庁内関係部局 ・ 救急安心センターさっぽろ ・関係団体 ・ 札幌市災害時基幹病院	【軽症・中等症傷病者】 ・救急告示医療機関 ・二次救急医療機関 【重症傷病者】 ・札幌市災害時基幹病院 【その他】 ・透析医療機関 ・必要に応じて他の医療機関	・電話 ・イントラメール ・FAX ・防災行政無線 ・札幌市防災情報システム（Di-sys）

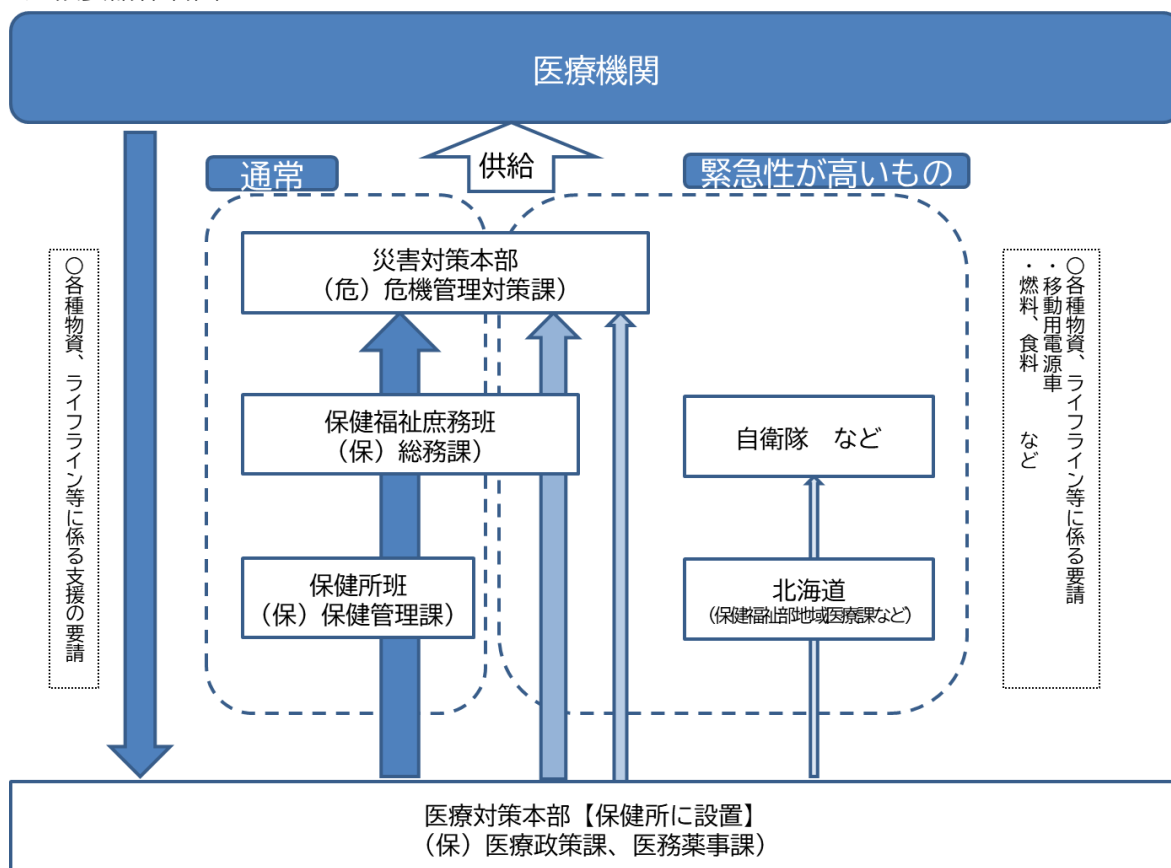
4 医療救護班、柔道整復師救護班の調整

応急救護センター、各応急救護所から医療救護班、柔道整復師救護班の要請があった場合は、札幌市医師会等の関係団体に派遣を依頼するほか、北海道に医療需要情報を報告し、DMAT等の派遣を検討してもらう。また、避難所等で、歯を含めた口腔及び顎の負傷、義歯の紛失や損傷、口腔内の衛生状態の悪化等に対応するため、保健所班と協議のうえ、札幌歯科医師会に対する医療救護班の派遣を検討する。さらに、医薬品等の管理を行うにあたり、応急救護センターと協議のうえ、札幌薬剤師会に対する救護班の派遣を検討する。

5 医療機関からの各種物資、ライフライン等の支援要請

原則、医療機関の自助努力により対応するよう案内するが、各種物資、ライフライン等の支援要請に対し、下図の経路に基づき、関係機関等に支援を要請する。

＜支援要請体制図＞



【電気】

電力会社、自衛隊などにより、移動電源車が用意される場合がある。移動電源車を設置するためには、広い設置場所が必要となり、設置工事に数時間かかることや、プラグの形状が一致する必要があるなどの要件があるが、必要に応じて優先順位を決定し要請する。

【水道】

ポンプにより水をくみ上げている施設が多いため、電気が不通となると水も使えなくなる施設が多く存在する。電気の復旧を優先するほか、必要に応じて患者搬送についても検討する。

【燃料】

近隣のガソリンスタンドなどで調達することを基本とするが、対応が難しい場合は、市が整備する「災害時における燃料等供給の協力に関する協定」に基づき、調達を要請する。なお、協定締結先の業者は、夜間対応が難しい場合があるため、緊急の際には、国や北海道等の関係機関に支援を要請することも検討する。

【医薬品、医療資器材】

北海道が定める「災害時における医薬品等の供給・管理等に関する要領」に基づき対応する。医薬品等卸売販売業者に供給要請するよう案内することを基本とする。医薬品等卸売業者からの供給が困難な場合は、北海道医務薬務課に支援を要請するよう案内する。なお、北海道が備蓄していない医薬品等の要請があった場合は、市の協定「札幌市地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定」に基づき、医療対策本部より北海道医

薬品等卸売業協会に要請する。

【医療ガス】

北海道が定める「災害時における医薬品等の供給・管理等に関する要領」に基づき対応する。医薬品等卸売販売業者に供給要請するよう案内することを基本とする。医薬品等卸売業者からの供給が困難な場合は、北海道医務薬務課に支援を要請するよう案内する。

【血液製剤】

北海道が定める「災害時における医薬品等の供給・管理等に関する要領」に基づき対応する。

北海道赤十字血液センターに供給要請するよう案内する。

【医療従事職員】

医療従事職員の不足の連絡を受けた場合は、医療救護班や DMAT による支援を検討する。

6 応急救護所等からの医薬品、医療資器材の支援要請

札幌市医師会、札幌歯科医師会、札幌薬剤師会の医療救護班が応急救護所等に派遣された場合は、「札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定」により、原則、市が医薬品等を支給することとしているため、医療対策本部より北海道医務薬務課に供給要請する。（ただし、初動時など緊急の場合は、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。）北海道が備蓄していない医薬品等の要請があった場合は、市の協定「札幌市地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定」に基づき、北海道医薬品等卸売業協会に要請する。

なお、DMAT 等は、原則、必要な医薬品等を持参することになっているが、応急救護所等で医薬品等が不足し、応急救護センターから供給要請があった場合、感染症対策班から防疫活動用薬剤等の要請があった場合などにも同様の対応を行う。

7 患者の転院搬送の調整

医療機関からの転院搬送は、要請元医療機関が転院先医療機関に受入の了解を得ること、医療機関所有の車両を用いることを基本とするが、対応が難しい場合には、DMAT 等に支援を要請する。また、車両が不足する場合は、消防部と調整し、「大規模災害等発生時における傷病者の搬送業務に関する協定」に基づく対応を検討する。

※参考：中等症傷病者及び重症傷病者について、応急救護所から医療機関への患者搬送を行う際には、消防救急車による対応を基本とする。

第3章 応急救護センター

第1節 応急救護センター、応急救護所、応急救護サブセンターの概要

1 応急救護センターの役割

応急救護センターは、原則として、各区保健センター内に設置し、区災害対策本部、保健所及び外部機関との連絡調整、医療情報の収集、医療救護班の編成・派遣等、区単位の医療救護活動を総括する。

2 応急救護所の役割

応急救護所は、主にウォークイン等で来所した軽症の傷病者や発災現場から搬送された傷病者の応急手当やトリアージ等を行い、中等症～重症傷病者について災害時基幹病院等の医療機関への搬送調整を行う。

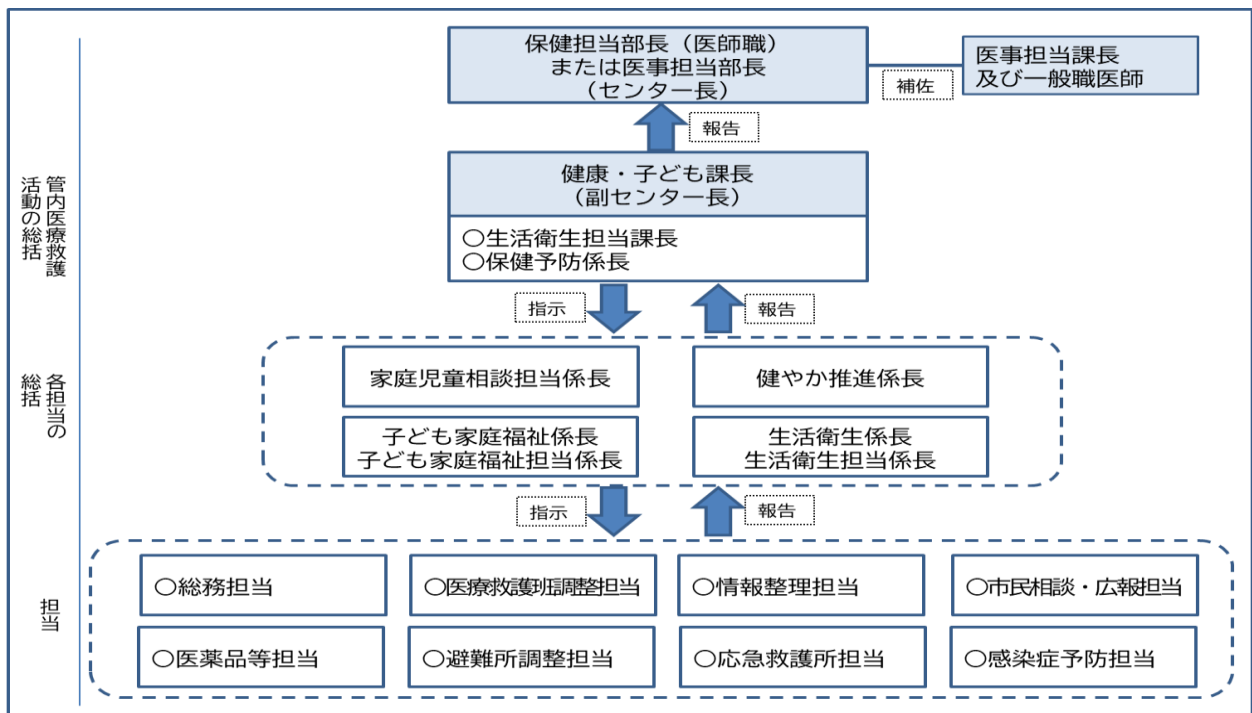
3 応急救護サブセンターの役割

応急救護サブセンターは、特定の地区に被害が集中している場合など、現地に職員を派遣して業務を行った方が良いと判断される場合等に応急救護センターを補完するため、近隣の学校等に設置する。

4 指揮命令系統

応急救護センター長は、原則、区）保健担当部長（医師職）または区）医事担当部長をもって充てる。副センター長は、区）健康・子ども課長をもって充て、センター長を補佐するとともに区内の医療救護活動を統括する。

《応急救護センター指揮命令系統図》



5 構成員及び役割

次の表は、役割及び業務を一例として示したものであり、職員の参集状況等により柔軟に対応する必要がある。また、各係長は、各担当の総括を行うこととしているが、どの係長がどの担当を総括するか事前に決めておき、定期的に役割分担の確認・検証や見直しを行うことが望ましい。

構成員	役割	業務
区) 保健福祉部 保健福祉部長 保健担当部長 医事担当部長 保健医療班	■保健担当部長（医師職）または医事担当部長 ○応急救護センター長	○応急救護センター、応急救護所及び応急救護サブセンターの設置 ○応急救護センター、応急救護所及び応急救護サブセンターの総括
	■医事担当課長及び一般職医師	○応急救護センター長の補佐
	■健康・子ども課長 ○副センター長	○健康・子ども課業務の総括、各担当の情報集約 ○応急救護センター、応急救護所及び応急救護サブセンターの人員配置、組織編制 ○医療従事者の把握・管理
	■生活衛生担当課長	○生活衛生担当課業務の総括、各担当の情報集約
	■保健予防係長	○保健予防係業務の総括、各担当の情報集約 ○区災害対策本部ほか関係各班との連絡調整
	■健やか推進係長	○健やか推進係業務の総括 ○各担当の総括
	■家庭児童相談担当係長	○家庭児童相談担当係業務の総括 ○各担当の総括
	■子ども家庭福祉係長 ■子ども家庭福祉担当係長	○子ども家庭福祉係業務の総括 ○各担当の総括
	■生活衛生係長 ■生活衛生担当係長	○生活衛生係業務の総括 ○各担当の総括
	○総務担当	○本部運営に必要な人員・物資等の調達 ○庁舎内設備の維持管理
	○医療救護班調整担当	○医療救護班の受入、配備計画の作成及び派遣調整
	○情報整理担当	○医療関係情報の収集 ○医療需要の把握
	○市民相談・広報担当	○区民からの問い合わせ対応 ○医療機関情報に係る広報の発信
	○医薬品等担当	○医薬品、医療資器材に関する調整
	○避難所調整担当	○避難所への巡回診療、保健指導の調整 ○避難所救護室との連絡調整
	○応急救護所担当	○応急救護所における応急手当 ○患者搬送の調整
	○感染症予防担当	○感染症予防活動の実施 ○消毒の指導

6 設置時期及び設置場所

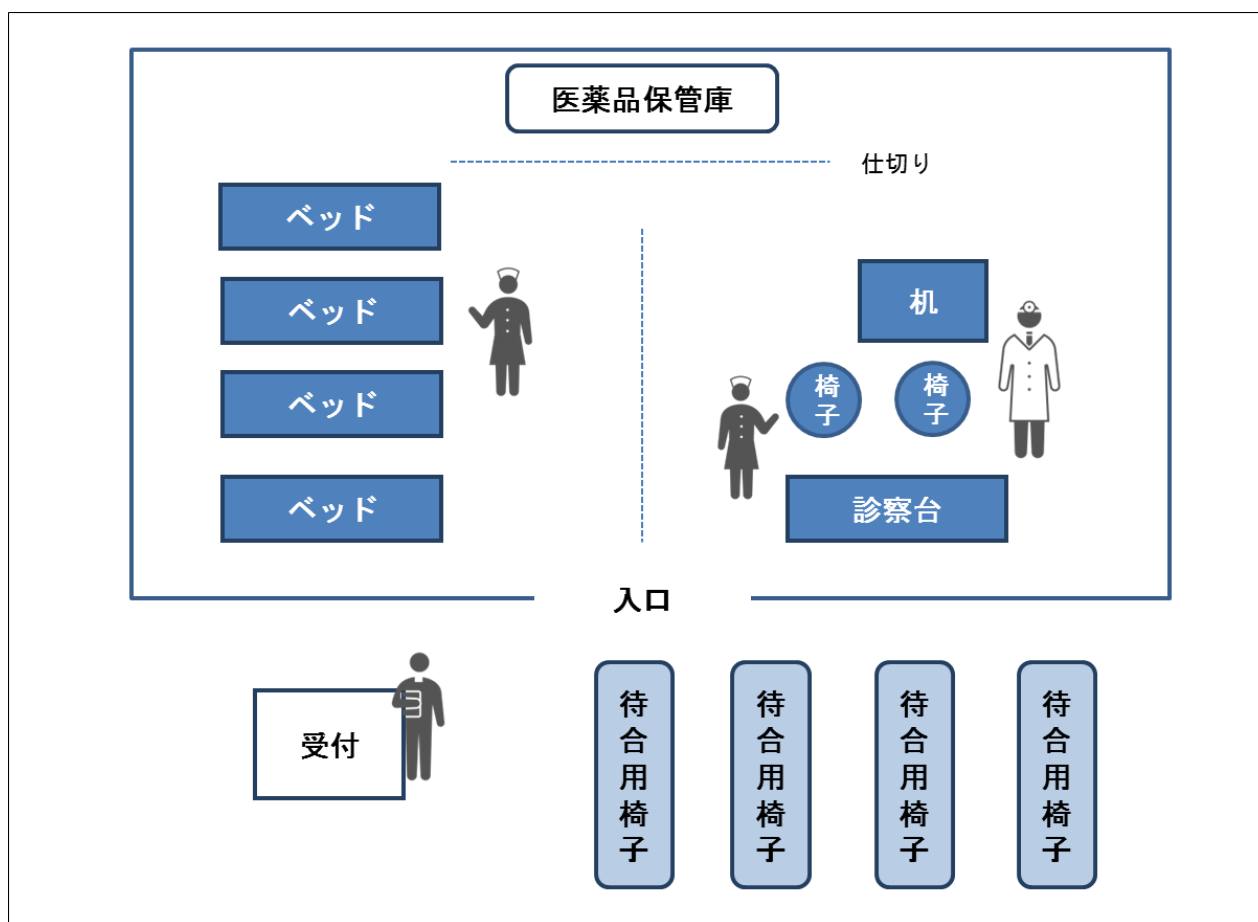
応急救護センター及び応急救護所は、区災害対策本部が設置された場合、または、区) 保健福祉部長若しくは保健担当部長が災害に係る医療の調整を必要と認めた場合に設置する。また、必要に応じて、応急救護センターの機能を補完する応急救護サブセンターを設置する。

応急救護センターの設置場所は原則として各区保健センター内とし、必要に応じて応急救護センター内に応急救護所を設置する。（患者の受入体制等を考慮して事前に設置場所・レイアウト等を決めておくことが望ましい）また、応急救護サブセンターは近隣の学校等に設置する。

なお、設置予定の建物等に被害があり、使用不能な場合には、区災害対策本部と協議のうえ、設置場所を選定する。

また、保健医療班は、発災後速やかに応急救護センター、応急救護所、応急救護サブセンターの設置の有無等について、医療対策本部に報告する。

《応急救護所レイアウト図（参考：会議室等に開設する場合）》



7 応急救護所の閉鎖等

応急救護センター長は、管内の被災状況や医療提供体制等から、応急救護所による対応が不要と判断した場合には、区災害対策本部及び医療対策本部と協議の上、応急救護所及び応急救護サブセンター等を閉鎖することができる。

なお、応急救護所等を閉鎖した場合であっても、状況の変化に応じて、再度、応急救護所による対応が必要と判断される場合は、応急救護所を再設置する。

第2節 応急救護センター、応急救護サブセンターでの活動内容

1 主な関係機関との連絡調整

関係機関	応急救護センターから関係機関	関係機関から応急救護センター
区災害対策本部	■対応者：保健予防係長	
	・医療機関情報の提供 ・医療救護活動状況の報告	
	■対応者：総務担当	
	・本部運営に係る応援職員の派遣要請 ・庁舎設備の維持管理に係る要請	・応援職員の派遣 ・応急救護センター設営に必要な設備等の提供
医療対策本部	■対応者：保健予防係長	
	・応急救護センター、応急救護所等の設置・運営状況報告	
	■対応者：医療救護班調整担当	
	・医療救護班等の派遣要請 ・医療救護活動状況の報告	・応急救護センターへ医療救護班等の派遣
	■対応者：情報連絡担当	
	・区内医療機関の被災状況の報告	・医療機関情報の提供
	■対応者：医薬品等担当	
保健所班	・医薬品、医療資器材の要請	・医薬品、医療資器材の供給
	■対応者：避難所調整担当	
避難所班	・避難所への巡回診療及び保健指導に係る連絡調整及び結果の報告 ・避難所救護室との連絡調整	・避難所への巡回診療及び保健指導に係る連絡調整
	■対応者：避難所調整担当	
感染症対策班	・避難所への巡回診療及び保健指導の連絡調整 ・避難所救護室への医療救護班の派遣調整	・避難所救護室の状況報告 ・避難所救護室における医療需要の報告
	■対応者：感染症予防担当	
	・防疫活動用薬剤、資材等の要請	・防疫活動用薬剤、資材等の供給

2 医療機関情報の把握、発信

病院及び有床診療所の情報収集は、主に EMIS 及び医療対策本部からの情報提供によるものとする。また、無床診療所の情報収集については、主に医療対策本部からの情報提供によるものとする。なお、来所者から医療機関の開設状況等について情報提供があった場合は、適宜、関係者間で情報共有を図ること。

また、受診可能な医療機関情報を区民に広く周知するため、応急救護センター内での掲示等の情報発信を行う。（ただし、災害拠点病院および災害時基幹病院については、主に重症者の受入を中心に行う必要があるため、軽症者の受診先として案内することは控えること。）

なお、医療機関情報の収集は、第2章第2節の3「医療機関情報の把握・整理」に基づき、主に医療対策本部が行うこととしており、電話等による重複の情報収集は医療機関の負担にもつながるため極力避けること。

3 医療救護班の配置調整及び活動状況の報告

応急救護センター内の応急救護所、避難所救護室等における医療需要を把握し、医療救護班の配備計画を作成する。配備計画を基に医療対策本部に医療救護班の派遣を要請し、医療対策本部をととして医療救護班が派遣された際には、受入先と調整するとともに、医療救護活動状況を収集し、医療対策本部に報告する。

4 医薬品、医療資器材の調整

医薬品、医療資器材は、原則、医療救護班が携行するが、応急救護所及び避難所救護室にて不足が生じた場合には、医療対策本部に要請する。医療対策本部をととして手配された際には、受入れ、払出し及び保管の管理を行う。

5 避難所における巡回診療及び保健指導に係る調整

避難所の巡回診療及び保健指導について、総合調整を行う保健所班及び避難所の運営管理を行う避難所班と調整し対応する。巡回診療は医師職が行うが、必要に応じて、医療対策本部に医療救護班の派遣を要請する。

第3節 応急救護所での活動内容

1 主な関係機関との連絡調整

関係部	応急救護所から	応急救護所へ
医療対策本部	■対応者：応急救護所担当	・医療機関情報の提供
消防部	■対応者：応急救護所担当 ・患者搬送の調整	

2 応急手当

医療救護班等が到着するまでの間、負傷者への応急手当を行い、医療救護班等が到着した後は、医療救護班等の補助を行う。また、対応記録は、災害医療チームの標準診療日報である J-SPEED を活用することが望ましい。

なお、応急救護所で行う医療行為に伴う費用は無償とする。

3 患者搬送

中等症傷病者及び重症傷病者について、医療機関への患者搬送の調整を行う。患者の搬送は、基本的には、消防救急車を利用するものとするが、車両が不足する場合は、その限りではない。

（消防部において「大規模災害等発生時における傷病者の搬送業務に関する協定」に基づき調整を行う）。なお、搬送先として、重症傷病者は、札幌市災害時基幹病院、中等症傷病者は、救急告示医療機関または二次救急医療機関から選定する。

第4章 その他の救護所

第1節 現場応急救護所の概要及び活動内容

1 指揮命令系統

発災現場においては、消防部が医療救護活動の調整などのコーディネートを行う。

2 構成員及び役割

構成員	役割
消防部	○現場応急救護所における応急手当 ○医療従事者の把握・管理 ○患者の搬送

3 設置期間及び設置場所

災害の規模に応じ、必要に応じて発災現場等に現場応急救護所を設置する。

4 現場応急救護所での活動内容

必要に応じ、医療対策本部に対し、医療救護班の派遣要請を行う。また、負傷者への応急手当を行い、医療機関へ患者を搬送する。

第2節 避難所救護室の概要及び活動内容

1 構成員及び役割

構成員	役割
市職員 (救護グループ)	○避難所内への救護室の設置 ○病人、けが人、災害時要援護者への対応 ○災害時要援護者相談窓口の設置 ○遺体の安置

2 設置期間及び設置場所

救護グループの担当が、施設管理者と協議の上、必要に応じて避難所内に救護室を設置する。

3 避難所救護室での活動内容

札幌市が策定した「避難場所運営マニュアル」に基づき対応する。避難所救護室では、応急救護を行うが、対応できない場合には、速やかに保健センター内に設置される応急救護センター等に応援を要請する。また、災害時要援護者のうち、避難所での生活が困難な方については、設備のある別の避難所や福祉避難所への移転、病院への収容を検討し区災害対策本部に要請する。

第3節 夜間急病センター応急救護所の概要及び活動内容

1 指揮命令系統

夜間急病センター応急救護所長は、札幌市医師会長が指定する者とする。

2 構成員及び役割

構成員	役割
札幌市医師会	○夜間急病センター応急救護所における応急手当 ○患者の搬送

3 設置時期及び設置場所

札幌市災害対策本部が設置された場合、必要に応じて夜間急病センター（札幌市中央区大通西19丁目）内に設置する。

4 夜間急病センター応急救護所での活動

発災現場から搬送された傷病者のトリアージ、応急手当等を行い、医療機関へ患者を搬送する。また、必要に応じ、医療対策本部に対し、医療救護班の派遣要請を行う。

第5章 その他

第1節 患者の対応

1 慢性腎不全患者

医療対策本部は、集約した医療機関情報を札幌市医師会、札幌市透析医会に提供し、関係医療機関への連絡調整及び受入交渉等に係る協力を要請することにより対応する。また、医療対策本部は、ホームページ等により透析医療機関の情報を発信する。

2 在宅呼吸療法患者

医療対策本部は、保健所班等の関係各班と情報を共有する。また、保健福祉局において、市から在宅酸素取扱事業者等に協力を要請し、対応する仕組みを検討している。

第2節 情報伝達体制

1 概要

災害に係る情報は、正確かつ迅速に送受信する必要がある。情報を送受信する際は、必ず発信日時、送受信者氏名を伝達することが求められる。

2 伝達手段

災害時に使用しうる通信手段は以下のとおりである。なお、災害の種類や被害の規模などによって情報通信手段の優先順位はあらかじめ特定できないことから、そのとき使用可能な通信手段を臨機応変に活用する。

(1) 固定回線（電話・FAX）

(2) 災害時優先電話

(3) 札幌市防災行政無線

各局区、防災関係機関、災害時基幹病院、札幌市医師会、札幌歯科医師会、札幌薬剤師会等に設置（危機管理対策室イントラページに掲載）

(4) 衛星携帯電話

保健所、災害時基幹病院、札幌市医師会に設置

(5) 札幌市医師会緊急連絡システム

札幌市医師会が整備するシステムであり、登録済みの医療機関等に対して電子メールにて緊急連絡を行う。

(6) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）

災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供する。

(7) 札幌市防災情報システム（Di-sys）

庁内間で各種被害状況等を共有する。

(8) 電子メール

第3節 医薬品等の供給体制

1 概要

医療機関からの供給要請については、原則、医薬品等卸売販売業者を案内する。医薬品等卸売販売業者による供給が困難な場合は、北海道医務薬務課を案内し、北海道の備蓄医薬品等により対応する。また、応急救護所等からの供給要請については、医療対策本部が一元的に集約・管理を行い、北海道医務薬務課または北海道医薬品卸売業協会に要請し、供給された際には、支援要請を受けた応急救護所等へ配分等の調整を行う。

2 救急セット

保) 医療政策課は、応急救護所において必要となる医療資器材として、各区保健センターに救急セットを配置し、災害対応にて使用した場合は更新する。また、平時における管理及び有効期限切れ等に伴う更新は、各区健康・子ども課で対応する。

3 補給医薬品等の搬送

「災害時における医薬品等の供給・管理等に関する要領」に基づき、医療救護活動実施機関から医薬品等の供給要請を受けた医薬品等卸売販売業者及び北海道赤十字血液センターは、自らが保有するまたは調達した車両等により、救護所等へ医薬品等を搬送する。また、北海道の備蓄医薬品等が供給される際には、原則、医薬品等備蓄業者の車両によることを基本とする。

北海道医薬品等卸売業協会に要請した医薬品等の搬送は、原則、同協会の会員各社が行うこととするが、車両等が不足する場合は、札幌市が（一社）札幌ハイヤー協会と締結している「災害時における緊急輸送等に関する協定」に基づき、医療対策本部にて車両等の確保を行う。

第4節 保健医療調整会議

発災後 3 日以内を目途に、医療対策本部のほか、保健福祉部関係各班、消防部、北海道、関係機関等による情報共有を目的として、保健医療調整会議を開催する。その後も必要に応じて開催を検討する。

第5節 平時からの備え

保) 医療政策課は、地域災害医療コーディネーターと協力し、医療機関向けの研修等により災害医療救護活動に係る周知、啓発を行う。また、災害医療救護活動に関わる職員は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の入力やクロノロジーの作成に係る研修等を積極的に受講するなどし、職員の災害対応能力の向上に努める必要がある。

また、保) 医療政策課は、本計画等の関係規程について適宜見直すとともに、関係機関との連携体制を確保する。

関係各課は、本計画のみならず、独自のマニュアル等を整備することにより、災害時医療救護活動を円滑に行えるように備えることが望ましい。